

大阪市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年3月10日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種類	場所
普通自動車 (外国車 黒色)	港区市岡4丁目6番先
普通自動車 (ホンダ 黄色)	東住吉区矢田3丁目3番先

(建設局総務部管理課)